

沖縄県立芸術大学姉妹校からの交換留学生に関する取扱要項

令和4年12月7日

冲芸大要項第12号

(総則)

第1条 沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）における、姉妹校からの交換留学生（以下「留学生」という。）の受け入れに関しては、本学と姉妹校の間で締結した芸術・学術交流に関する協定書及び学生交流に関する覚書に基づくほか、この要項の定めによるものとする。

(受入れ)

第2条 本学は、姉妹校を締結した大学から研究・勉学を行う優秀な学生を受け入れるものとする。

(対象者)

第3条 本学が受け入れる留学生は、姉妹校の正規課程に在学する学生とする。

(留学生の受入れの決定)

第4条 姉妹校より推薦された留学候補生の受け入れについては、学部学生にあつては本学の当該学部教授会、大学院学生にあつては本学の当該大学院研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

2 留学生の受入れに際して、必要な書類を徴することができる。

(受入れ留学生の数)

第5条 受け入れる留学生の数は、原則として1姉妹校につき、2人以内とする。

(期間)

第6条 本学での留学期間は、原則として、1年以内とし、前期、後期又は両学期のいずれかを選択することができる。

(履修科目)

第7条 留学生は、指導教員の指導のもとに研究目的にあつた授業科目を履修することができる。

(単位の認定)

第8条 履修した授業科目については、単位認定表または研究成果の証明書などの学業記録を発行する。

(帰国復学)

第9条 留学生は、留学の期間が終了次第、派遣された姉妹校に復帰しなければならない。

(費用)

第10条 本学は留学期間中の授業料を徴収する。但し、覚書等に不徴収の約定があれば、徴収は行わない。

2 旅費、滞在費及び材料費等については、原則として留学生の負担とする。

(宿舎等)

第11条 宿舎等については、留学生に情報提供ができるよう配慮する。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、国際交流委員会において別途協議するものとする。

附 則

この要項は令和4年12月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。